

奈良県告示第二百三十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成二十九年十一月六日

奈良県知事 荒井正吾

業 者	指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	訪問看護ステーション 等又は居宅介護事業所 若しくは居宅介護支援 事業所	変 更 事 項	変更年月日		
	名称	所在地				
名称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地	旧 新		
名称	所在地	名称	所在地			
アミコ京 阪奈介護 サービス 有限会社	生駒市桜ヶ 丘三―五七	アミライ フ・桜ヶ 丘ケアサ ービス	生駒市桜ヶ 丘三―五七	（名称） ロイヤル ケア24	（名称） アミライ フ・桜ヶ 丘ケアサ ービス	平成二十六 年五月一日
			（所在地） 生駒市桜 ヶ丘一八 七九―一		（所在地） 生駒市桜 ヶ丘三― 五七	